

第二・第三部会の皆様にもご案内しています。全会員の方が参加できます。

# 労働法制をめぐる最新動向！

～現在進行形の法案の審議内容や今後の動きについて～

さて、本年6月1日に150日間の会期を終えた第190回国会は、第3次安倍改造内閣として初めて臨んだ国会でしたが、厚生労働関係の法案は、新規法案8、前国会からの継続審議法案3の計11法案中、成立したのは「雇用保険法等の一部を改正する法案」などの8法案で、第185回国会より提出されている「労働基準法等の一部を改正する法案」に関しては前国会に引き続き未着手となっており、9月26日からの第192回国会での動向を注視する必要があります。（第191回国会では法案審議はなし）

また、「ニッポン一億総活躍プラン」の中の「働き方改革」では、「同一労働・同一賃金の実現に踏み込む」と記載され、正社員とそれ以外の労働者の間にある「合理的理由のない待遇の差」を明示するガイドラインを作成し、関連する法律の改正を3年後の2019年度までに実施するという目標年次も示されております。

このように、労働法制が目まぐるしく動いている昨今、法律が決まってからでは労働局等から話を聞く機会は多々あるため、出来るだけ現在進行形の法案の審議内容や今後の動きについて話を聞きたいとの主旨で、毎年この時期、経団連の高橋本部長に解説をお願いしております。

つきましては、この機会、是非多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。  
(労働法制に前知識のある方を対象とした講義です)

日時

2016年11月29日(火) 15:00～17:00

会場

京都銀行 本店東館 4F セミナールーム  
(京都市下京区烏丸通高辻東北角)

講師

一般社団法人 日本経済団体連合会

労働政策本部長 高橋 弘行 氏

参加費

無料

# 申込要領

◇問合せ先 京都経営者協会 事務局（担当：塚本）  
TEL 075-361-8406 / E-mail / [tsukamoto-h@kyotokeikyo.or.jp](mailto:tsukamoto-h@kyotokeikyo.or.jp)  
ホームページ / <https://www.kyotokeikyo.or.jp>

京都経協HP



◇申込先 ホームページより、オンラインフォームで申し込みいただくか、下記申込書を  
FAX（075-361-8974）にて、お送りください。  
※なお、受講券は発行しておりません。直接会場へお越しください。

## 第一部会「2016年度第3回研究会」参加申込書

< 2016年11月29日(火) 於：株式会社京都銀行 本店東館 4F セミナールーム >  
ご記入のうえ、FAXにてお申込み下さい。

貴社名						
連絡窓口 (連絡窓口の方も研究会にご参加の場合は、恐縮ですが下記にもご記入願います)	お名前			部署・役職		
	TEL	( )	—	FAX	( )	—
	〒					
	E-mail					
所属・役職		参加者お名前(フリガナ)			備考	

⇒ お申込先 FAX 075-361-8974 京都経営者協会 塚本宛